

ひたちなか市教育委員会会議録

令和元年 第10回 ひたちなか市教育委員会 7月定例会 会議録					
令和元年7月22日		開会 午後2時00分		閉会 午後5時00分	
○場 所	教育研究所 3階 研修室				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委員 白石 愛子	委員 石川 拓也
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			福地 佳子	出席
	参事兼総務課長			井上 亨	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	参事兼指導課長			樫村 嘉通	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	出席
	学務課長			小澤 功	出席
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			岩崎 龍士	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
○事務局員	総務課係長			狩谷 智則	出席
○議 事					
1 議案	議案第14号	ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定について【公開】			
	議案第23号	ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第24号	令和2年度小学校において使用する教科用図書，中学校において使用する「特別の教科 道徳」以外の教科用図書並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書について【非公開】			
2 その他	(1)	6月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について【公開】			
	(2)	市政懇談会について【公開】			
	(3)	令和元年度市職員（調理員）採用試験について【公開】			
	(4)	小中学校空調機稼働予定について【公開】			
	(5)	小中学校エアコン運用指針について【公開】			

令和元年第10回ひたちなか市
教育委員会7月定例会会議録

開会 14:00

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第14号 ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定について

指導課長 本案件は、5月17日の定例教育委員会で提案させていただいたもので、継続審議となっているものであり、平成26年3月に策定された「ひたちなか市いじめ防止基本方針」の一部を改定しようとするものです。再度ご審議をお願いしたいと存じます。

5月の会議及び前回6月の会議で、ご審議、ご意見をいただきました点を含め、全体的に文言整理をし、表現内容を再検討致しました。また、この度、調査委員の5名の方にも資料を送付致しまして、ご覧いただいております。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。下線の部分は、平成26年度からの変更箇所となっております。

それでは、主な変更点として4点取り上げて、ご説明申し上げます。

1ページの1(2)の基本理念に、新たに「いじめは決して許されない」という言葉を追加いたしました。これは国の方針の中から反映させているものです。

3ページの、3(4)の③では、いじめの早期発見のために、少なくとも月1回の定期的なアンケートを実施する事を示しました。これは国の方針によります。月1回とは、本市独自の取組となります。また、④は、アンケートにおいて、認知件数が少ないときや、年間を通して認知件数が0であった場合に、「認知漏れ」がないことを確認するために公表するなどの対応を示しました。こちらも国と県の通知文より、このような表現にしております。

3ページの(6)のいじめの解消につきまして、少なくとも次の2つの条件が必要であると共に、その他の事情も勘案して判断するものとしています。条件の①には、いじめが止んだ状態が、相当の期間続いていることとしました。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安としています。ただし、状況により、さらに期間を継続することもございます。条件の②では、本人や保護者に面談などを行って直接的に確認することとしています。こちらも国の方針を反映しております。

4ページの5(1)に、重大事態の定義とその判断につきまして記載いたしました。いじめによる相当の期間の欠席を余儀なくされている場合などは重大事態に該当いたします。この相当の期間とは、「不登校の定義」を踏まえ、年間30日を目安としていますが、30日という目安にかかわらず、学校や市教委の判断で重大事態として取

り扱うことも示しました。こちらも国の方針によります。

なお、今後は、この方針の改定を受けて、市内各学校で「学校いじめ防止基本方針」の一部を改定してまいります。

【質疑、意見等】

教育長 前回提案したものから変わったところがありますか。

指導課長 変更したところはありません。調査委員の方にも送付し提案をお願いしたところですが、特にご意見はありませんでした。

石川委員 調査委員の方にも入っていただいて十分に検討を重ね、しっかりしたものができたと思います。これだけのものができましたので、活かせることが大事です。「いじめ予防」ですので、小中学校に認識・意識していただいて、いじめの抑止力になるよう、指導課としても指導・助言をお願いします。

* 議案第14号 ひたちなか市いじめ防止基本方針の改定について、は全員一致で承認されました。

議案第23号 ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について

中央図書館長 議案第23号 ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明させていただきます。資料の2ページからになります。

改正理由につきましては、3ページのところになりますが、工業標準化法が改正されたことに伴い、日本工業規格等の用語の変更が行われたため、所要の改正を行おうとするものです。

工業標準化法の改正の内容につきましては、7ページの参考資料をご覧くださいのですが、下段のところ、「2 工業標準化法の一部改正」とありまして、②で日本工業規格を日本産業規格とすることとしたとなっております。

6ページに戻っていただきまして、新旧対照表をご覧くださいなのですが、別表第1の備考の2と3の中の日本工業規格とある箇所を、日本産業規格に改めようとするものです。

この規定は、図書館資料の複写サービスの費用について定めたもので、いわゆるA3判とかA4判というような用紙のサイズのことを指しているものでございます。

【質疑、意見等】

特になし

* 議案第23号 ひたちなか市立図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則制定について、は全員一致で承認されました。

議案第24号 令和2年度小学校において使用する教科用図書、中学校において使用する「特別の教科 道徳」以外の教科用図書並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書について

※公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため、その他の報告終了後、非公開で審議

その他（1）6月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について

教育次長 6月定例市議会の状況について、ご報告いたします。

6月議会におきましては、一般質問を行いました合計14名の議員のうち、11名から教育関係の質問がございました。これは、野沢教育長が教育長に就任されて初の議会となった昨年の6月議会の9名を上回る人数でございまして、教育行政に対する議会の関心も年々高まっていると感じております。大変ボリュームが多くなっておりますので、概要をご説明させていただきます。

まず1番の岩本議員からは、教員の働き方改革とICT教育について質問がございました。

教員の働き方改革につきましては、出退勤記録システムや校務支援システムの導入、学校閉庁や部活動の対応などについてご説明いたしました。

ICT教育については、13番鈴木道生議員からも同様のご質問があり、答弁の方も同様に、国の目標を踏まえ、無線LANの整備やタブレットの充実などに取り組んでいく必要があるということなどをお答えいたしました。

次に、2番宇田議員からは、不登校の対応や学童クラブについてのご質問があり、それぞれ基本的な考え方などをご答弁いたしました。

4番の山形議員のご質問は、高野小学校に向かう当該道路について通学時間帯に車両を進入禁止にしてほしいという内容でございまして、この路線について教育委員会でこれまで対応してきた安全対策の内容等を改めてご説明いたしました。なお、この件につきましては、現在、沿線居住者の同意が整い、警察において、通行規制に向けた手続きが進められているところです。

5番の雨澤議員のご質問は、英語指導助手（AET）について、国の「JETプログラム」という支援制度を活用してはどうかというご提案でした。市では現在、3年

間の長期継続契約により、23名のAETを、全ての小中学校に配置しております。国際交流推進の観点から外国青年を招致する「JETプログラム」は、経費の一部が交付税に算定されるなどの優遇措置はございますが、本市の現在の派遣契約によるAET配置事業においては、切れ目のない継続的な配置の保証やきめ細かな研修体制等が確保されており、子供達の英語力向上などに確実に繋がっていることなどをご説明いたしました。

6番の大谷議員の大項目2の質問は、反射炉やいひん閣、また虎塚古墳と十五郎穴の整備などについてというものでございますが、「観光の推進」の観点からのご質問であり、文化財行政を担う教育委員会の立場といたしましては、保存や周知などの点からご答弁を申しあげました。

また、大項目3の学校の環境衛生については、「WBG T指標」いわゆる「暑さ指数」の取扱も含めまして、エアコン設置後の運用方針等についてのお尋ねでございまして、今回この後ご報告いたします「小・中学校エアコン運用指針」の内容などについてご答弁いたしました。

次に8番の薄井議員、そして10番の大内健寿議員は、平磯、阿字ヶ浦在住の議員さんでございまして、ご覧のとおり統合校関係のご質問がございました。進捗状況や今後の計画、砂塵対策、通学路の安全、廃校後の利活用などについてご説明いたしました。

9番樋之口議員につきましては、教科書選定についてということで、教科書採択のしくみや流れについてご説明をいたしました。

12番の海野議員からは、「児童虐待防止」についてご質問がございました。総括的な内容を福祉部から、主に学校の取組について教育長からご答弁いたしました。法に基づく学校教職員の通告や、児童相談所などとの連携、児童虐待防止マニュアルなどについて、実態や取組内容等をお答えしたところでございます。

また、大項目3として、令和3年度に開校予定の中等教育学校について質問があり、勝田高校の中高一貫教育校開校に向けた県の取組内容についてご説明いたしました。

14番の大内聖仁議員のご質問は、小中学校のグラウンドについて、学校開放で地域の方が利用する際の水はけの悪いところなどを解消すべきではというものでございます。学校施設については、児童生徒の教育環境の整備の観点から、適切に対応していくとお答えいたしました。

6月議会の主な内容につきましては、以上でございます。

【質疑、意見等】

特になし

その他（２）市政懇談会について

教育次長 令和元年度の「市政懇談会」は、6月末から7月上旬にかけての4日間、市内9中学区のコミュニティごとに開催されました。

今回は、大谷市長就任後初の市政懇談会でしたが、冒頭、パワーポイントを用いて、市長ご自身が、予算や重点施策などを説明する新たなスタイルで行われました。教育分野において重点事業として市長から説明がありましたのは、専用教室の建設や夏休みのお弁当提供などに取り組む学童クラブの事業と、統合校の建設事業でございます。そして田彦地区においては、田彦小学校増築の説明もございました。

今回お示ししております資料は、地区別に、地域から質問のあった項目を掲載したものです。このうち、アンダーラインを引いた項目が、教育委員会からお答えしたものでございます。

今回の市政懇談会は、教育委員会関連では、全体として、通学路に関するご質問やご意見を多くいただきました。市政懇談会には、日頃から子供達の見守りや、パトロールなどにご協力いただいている自治会関係の方が多く出席されております。全国的にも通学中の子ども達が被害者となる交通事故が報道されている中、児童生徒の通学時の状況を熟知している地域の方々から、通学路の具体的な箇所の安全対策などについてご意見をいただきました。今後、道路管理部門や、交通安全所管部門と連携しながら、対応してまいりたいと考えております。

それでは、通学路関係以外のものについて、ご報告いたします。

まず一中学区では、保健室登校やいちょう広場に通っているいわゆる「隠れ不登校」について教えてほしいというご質問があり、教育長から実情などをお答えいたしました。

佐野中学区において、図書館に行かなくても自宅で本を読むことができるような電子図書館の機能を導入してはどうかというご提案をいただきました。現在、中央図書館の建替事業を進めており、ICT活用による利便性向上の中で検討していくことをお答えいたしました。

平磯地区からは、教育委員会関連では2件の事前質問をいただきました。

1番の三塚古墳につきましては、平磯中学校周辺の、古墳群のひとつでございますが、地元住民の憩いの場として公園風に整備をしてほしいというものでした。現在具体的な整備計画はありませんが、県と地元自治体が締結した連携協定である「ひたちなか大洗リゾート構想」に古墳群の整備といった項目もございますことから、この構想の動向を踏まえながら検討していきたいとお答えいたしました。

10番の文化教養講座は、本市ゆかりの史跡などを実際に訪れる移動学習として実施している「文化財講座」についてのご質問でした。毎年定員を上回る応募をいただいている事業で、何度応募しても当選できないことから募集方法を見直してはという

ものでした。職員が引率・説明しながら行政バスを利用して実施しており、募集人員はバスの定員もあって26名としているもので、実施回数の見直しや過去の当選者の申込制限拡大などを検討していくとお答えいたしました。

また、この平磯中学区と、阿字ヶ浦中学区につきましては、事前質問も含めまして、統合校に関する複数のご質問がございました。特に阿字ヶ浦中学区からは、通学方法、統合の意義、統合後の現在の学校の跡地利用など、数多くのご質問やご意見をいただきました。統合校を3つの地区の交流の場として地域の人が集える場所にしてほしいといった建設的なご意見もいただいたところでございます。

このほか阿字ヶ浦地区では、国際社会に対応できる人材を育成するために、市独自に実践的な小学校の英語教育を行ってほしいといったご意見もございました。

市政懇談会のご報告は、以上でございます。

【質疑、意見等】

- 石田委員 保健室登校について、どのように実態を把握しているのですか。
- 指導課長 保健室登校であっても学校に来ておりますので、出席扱いとなります。
- 保健室にいた時間は保健日誌で記録し、各学校で集計しております。また、保健室と各学年で情報を共有し、どのような指導が必要か、話し合いをもって対応しております。
- 教育長 養護教諭が来室何人、誰が何時間目から何時間目までいたかを記録しています。

その他（3）令和元年度市職員（調理員）採用試験について

- 総務課長 令和元年度 市職員（調理員）採用試験について、説明いたします。
- 1の採用予定人員及び受験資格ですが、採用予定人員については退職者補充として3名、平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校の対応職員として1名の合計4名程度を採用予定人員といたします。
- 受験資格は、記載のとおり昭和45年4月2日（令和2年4月1日時点で50歳未満）から昭和60年4月1日（同じく令和2年4月1日時点で35歳以上）までに生まれた人で、（1）調理師の免許を取得、若しくは令和2年3月31日までに取得見込みの人、かつ（2）令和2年4月1日現在、小・中学校など記載のいずれかの施設で3年以上調理業務の経験のある者（見込みも含む）といたします。
- 次に2の第1次試験の日時及び試験会場につきましては、9月22日の日曜日に記載の時間とし、ひたちなか市教育研究所の3階研修室で行います。
- 3の第1次試験の内容については、専門教養試験、SPI3能力検査と性格検査とします。

4の試験案内・申込書配布場所は、7月25日（木）から市教育委員会事務局総務課及び那珂湊支所で配布するとともに、市ホームページよりダウンロードできるようにいたします。

最後に5の受付期間等ですが、受付期間は8月1日（木）から8月16日（金）で、受付方法は教育委員会事務局総務課に直接持参か郵送といたします。

以上で説明は終わります。

【質疑、意見等】

石田委員 年齢が35歳からと、やや高めだと思うのですが、なぜでしょうか。
総務課長 多くの嘱託の職員が在籍しておますので、若すぎでは組織的に現場を管理できないということもあり、少し高めに設定しております。

その他（4）小中学校空調機稼働予定について

施設整備課長 小中学校空調機稼働予定、空調機設置工事の進捗状況について報告させていただきます。

小学校は、すでに全室エアコン設置済みの磯崎小学校を除く19校、中学校は全9校、普通教室と特別教室のエアコン設置を進めているところでございます。

このうち、すでに小学校の3校において稼働が始まっております。勝倉小学校、那珂湊第三小学校、平磯小学校は、夏休み前に稼働しております。その他については資料のとおりです。遅くとも2学期の始まりには稼働予定となっております。全工事とも工期は8月30日までとなっております。

しかし、勝田第一中学校と勝田第三中学校につきましては、電気室内の分電盤、オーダー品のため発注して初めて納期が確認されるものでありますが、こちらの納期が9月上旬となっている都合上、稼働時期が9月中旬を見込んでいるところでございます。

エアコン本体につきましては汎用品でございましたので、全台数を確保しております。

報告は以上です。

【質疑、意見等】

特になし

その他（5）小中学校エアコン運用指針について

学務課長

小中学校エアコン運用指針について、ご説明します。

エアコンは、これまで小学校1校と各学校の職員室についておりましたが、使い方については、学校にお任せしていたところです。本年度、700を超える教室につけるということで、低学年から高学年まで、空調の使い方によっては体調に影響します。また電気代も相当な使用料が見込まれ省エネの観点も必要になるということで、統一的な運用指針を6月に作成して各学校に配布しております。

資料1ページの3段落目に記載がありますが、エアコンを適切かつ有効に使用していただくとともに、児童生徒・教職員それぞれが、省エネルギーへの配慮等に対する意識をより一層高め、創意工夫した取り組みを推進してもらうということで作ったものでございます。

2ページ目からが具体的な内容でございます。

まず、2ページ目、夏季について記してございます。厳密にエアコンの設定温度を何度とするなど、考え方は色々あると思いますが、29校でそれぞれ条件が違っております。また、今回設置するエアコンのメーカーも複数あります。そういったことから厳密に規定するのではなく「目安」という形で示しております。

まず、夏季の稼働期間は6月から9月です。(2)として使用の目安、温度設定とありますが、基本となっているのは文部科学省で定めております「学校環境衛生管理基準」で昨年4月に改正されたものでございます。この中に「教室の温度の基準は17度以上、28度以下が望ましい」ということで定められております。これを基にして、この運用指針を作っております。そうしたことから夏季については部屋の温度の目安として28度以下になるようにしております。その下に①から④まで具体的に配慮する点を示し、①では温湿度計、熱中症計や環境省情報サイトを活用し、児童生徒の体調に配慮して使用していただきたいということを謳っております。

3ページの一番上に「暑さ指数」を示しております。本日「暑さ指数計」、昨年、全小中学校、幼稚園に配ったものを持ってきておりますが、これで温度、湿度、風速、輻射、こういったものを測って出すのが「暑さ指数」で、それぞれの温度で「注意してください」などの指針が示されています。これについては改めて注意を喚起しております。

次に(3)稼働時間ですが、基本的には授業時間内、管理諸室、職員室などは勤務時間内としております。

(4)換気について、エアコンには換気機能がついておりませんので、適宜、換気に努めていただくように記載しております。

4ページ目が冬季になります。稼働期間は12月から3月まで、温度、室温の目安として17度以上としております。稼働時間については夏季と同様です。

5ページ目、換気について、特に冬は、夏季よりも換気が必要ということで、あわせて感染症の注意喚起もしたところです。

最後にその他として、操作については、児童生徒が勝手に操作していると大変です。また、寒すぎたり暑すぎたりということも出てまいりますので、必ず先生にやっただくことにしております。それから退勤時の切り忘れの確認もお願いしているところでございます。その他の最後のところ、くどいようですけれども体感温度には個人差があるので、児童生徒の体調変化に十分注意することを記載しております。

【質疑、意見等】

特になし

議案第24号 令和2年度小学校において使用する教科用図書、中学校において使用する「特別の教科 道徳」以外の教科用図書並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書について

教育長 議案第24号「令和2年度小学校において使用する教科用図書、中学校において使用する「特別の教科 道徳」以外の教科用図書並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書について」は、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため非公開にしたいと思えます。

非公開とするときは、討論を行わないでその可否を決定しなければならないとされていますので、この案件を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

（委員全員が挙手）

教育長 賛成の方が出席委員の2/3を超えましたので、非公開とします。

（令和2年度教科用図書について内容説明、審議）

* 議案第24号 令和2年度小学校において使用する教科用図書、中学校において使用する「特別の教科 道徳」以外の教科用図書並びに小・中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書について、全員一致で承認されました。

教 育 長 （閉会の宣言）

閉会 17:00